- Q1. 今回、どういった理由で見直しを行うこととしたのか。
- A1. これまでの知見から、オミクロン株は、感染後の二次感染リスク等が従前の デルタ株より高いと言われており、現在、流行の主流となりつつある BA.5 株は、 それよりもさらに感染者の増加の優位性が高いと言われています。その一方で、 BA.5 株は、現在のところ従前の株よりも臨床的な重症度の上昇がみられると の報告はありません。

上記から、保育所等*について、当該施設で感染者が発生した時点で一定程度感染拡大が進んでしまっていることが想定され、保健所における積極的疫学調査に基づき濃厚接触者を特定し、自宅待機を求める意義が比較的低いと考えられます。

また、保育所等の従事者が濃厚接触者となり、就業できずに、休園・休校等となった場合、その対象となった子どもの保護者が就労できなくなり、社会経済活動への影響が大きくなる恐れがあります。

これらを総合的に判断し、濃厚接触者の特定を行わないという見直しを行うこととしました。

※保育所、幼稚園及び認定こども園

(未就学児は、適切な感染予防対策を十分に講じることは難しい)

- Q2. 新型コロナの感染者と接触※した場合、それをもって登園等はできなくなるのか。
- A2. 接触があったことのみを理由として、登園を含む外出を制限する必要はありません。
- ※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前~)の接触
- Q3. 新型コロナの感染者と接触[※]した者は、どのような行動を取ればよいのか。
- A3. 接触があった最後の日から一定の期間(目安として7日間)は、高齢者等の ハイリスク者との接触や高齢者施設等のハイリスク施設への訪問、不特定多数 の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えて ください。

また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するようお願いします。

- Q4. 新型コロナの感染者と接触[※]した者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、どのような対応を取ればよいのか。
- A4. 今回の濃厚接触者の特定の見直しにより、保健所では同居家族等、ハイリスク施設及び医療機関以外の濃厚接触者の特定を行わないこととなりました。 なお、感染者と感染リスクが比較的高い接触があった場合の対応については、 令和4年3月16日付け(同年3月22日一部改正)「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」において以下の対応が例示されています。
 - ・一定期間(例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など)の外出自粛を含めた感染拡大防止対策を行う

また、園児等にあっては、令和4年6月20日付け「小児の新型コロナウイ ルス感染症対応について」に記載されているとおり、マスクを着用していないことのみをもって、一律に感染リスクが高いと判断するのではなく、換気状況などの周辺の環境や接触の状況等個々の状況から総合的に判断してください。

- Q5. 各保育所等から濃厚接触者のリストを保健所に提供した場合、これまでの とおり特定してもらえないか。
- A5. 令和4年3月16日付け(同年3月22日一部改正)「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」で記載されているとおり、自治体の判断で全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合には、事業所に濃厚接触者等の候補範囲の提示を依頼することは想定されないとあることからも、保健所からリスト提供を求めることはなく、仮にリストを提供いただいた場合でも、保健所による特定は行いません。